

群馬県制度融資借換事務様式制定要領

(趣旨)

第1条 県制度融資借換事務を円滑に推進するため、実施に必要な様式を定める。

附則

この要領は、平成15年3月3日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年12月22日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。